

## 第56号議案参考資料

### 議案名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、用語の定義を加えるとともに、字句の整理及び号の繰下げを行う。 (第2条関係)

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、字句の整理を行う。

(第3条、第4条、第6条から第11条まで、第16条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条、第32条、第34条から第36条まで、第39条から第41条まで、第43条、第46条、第47条、第49条から第52条まで及び附則第2条関係)

(3) 用語の定義を加えるとともに、引用部分及び字句の整理並びに項の繰下げを行う。 (第5条関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、副食費を徴収する対象から除くものの規定を加えるとともに、字句の整理を行う。

(第13条関係)

(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第14条、第38条関係)

(6) 引用部分及び字句の整理を行う。(第37条関係)

(7) 特定地域型保育事業者の連携に係る規定を加えるとともに、引用部分及び字句の整理並びに項の繰下げを行う。(第42条関係)

(8) 特別利用保育に関する経過措置の規定を削る。(附則第3条関係)

(9) 特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長するとともに、字句の整理を行う。

(附則第5条関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 例規集

第2巻 1, 209-101ページ